

自然環境を大切にす意識や行動の変化が、森林をはじめ、県内に生息する多様な野生動物植物等を保護・管理することの必要性や、身近に広がる水田及び河川、里地里山、沿岸海域などが生物多様性に果たしている役割の重要性を理解することにつながり、将来にわたり自然環境が適切に維持されます。

#### (4) 低炭素・循環型社会と自然共生社会をつなぐ環境ビジネスの進展

3Rの促進による廃棄物の発生抑制や資源の効率的な循環など低炭素・循環型の地域づくりとともに、森林の計画的な整備・管理や清流の保全活動などを通じた豊かな自然環境が保全されることにより、CO<sub>2</sub>の削減や自然環境の保全に関連する環境ビジネスが質的・量的に拡大していきます。

また、産・学・官の連携が高まり、環境ビジネスの創出や育成・支援等が進み、地域経済が活性化していきます。

### 3 目標達成のための基本的な方向性

到達目標に向け、めざすべき将来像を実現するための施策の方向性について、計画の5つの対象分野ごとに整理すると次のとおりです。

#### (1) 地球温暖化への対策

地球温暖化対策は21世紀における人類の課題であり、このまま放置することは将来深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、増加傾向にある温室効果ガスの排出量を継続的に削減し、京都議定書において我が国の国際約束として義務付けられ、第1約束期間(2008年～2012年)までに基準年(1990年)比で6%削減することが必要です。

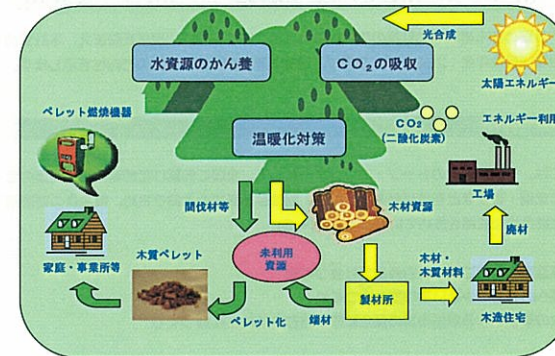
そのためには、あらゆる主体がそれぞれの役割分担のなかで、地球温暖化防止に向けた取組を最大限推進することが必要です。

「高知県地球温暖化対策地域推進計画(2次)」に基づく森林吸収源対策の推進や、木質バイオマスエネルギーの有効利用による資源の循環利用を推進します。(図-6)

特に、民生部門については、地球温暖化問題の現状や取組方法等について県民へ普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進や省エネルギー化、再生可能エネルギー利用促進などの温暖化防止活動を支援し、県民や事業者、NPO、市町村などと連携・協働しながら県民運動として温室効果ガスの削減に努めます。

こうした取組によって、本県における温室効果ガスの排出量を2010年(平成22)年までに、基準年である1990年(平成2)年比で6%削減することを目標とします。

(図-6) 森林の保全と木質バイオマスのエネルギー利用(イメージ)



#### (2) 循環型社会への取組

循環型社会では、特にゴミ問題について、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)という優先順位で取り組むこと(3R)が基本です。

不要な物を家庭や事業所に持ち込まない、排出時は分別を徹底する、そして出されたゴミは資源として循環させ、各分野で有効活用していくことは循環型社会を実現していくうえでもっとも大切な取組です。

家庭や事業所などでのゴミの削減、市町村における資源ゴミの分別収集の促進、また、リサイクルプラザ(資源化施設)などの広域的な整備などについて、県民の生活スタイルの見直しや各種リサイクル法に基づく取組、処理施設の適正な管理・運営等を推進していきます。

また、本県の自然環境や農村環境の保全、消費者の安全・安心志向に応えることは、農業生産現場において重要な課題です。

この課題に総合的に取り組んでいくため、天敵等を活用したIPM技術など、これまで全国に先駆けて取り組んできた特色ある環境保全型農業の技術を県内全域に普及・定着させることにより、本県の農業全体を環境保全型農業へ転換し、環境保全型農業のトランナーをめざします。

### (3) 自然環境を守る取組

豊かな自然環境を保つことは、生態系の保全やCO<sub>2</sub>吸収機能の増進、水資源の<sup>300</sup>かん養などを通じて県民生活の安定を支えるのみならず、農林水産・観光など多様な産業の基盤となる資源や地域固有の生活、文化を育む上から、重要な取組です。県内の優れた自然環境を山・川・海といった大きな循環や人々の暮らしとのつながりの視点から保全・再生します。

森林の整備や木材利用の推進、流域一体となった清流の保全、希少野生動植物や野生鳥獣の保護管理、自然公園の適正管理に努めるとともに必要に応じて自然の再生を行います。

これらにより県内に生息する多様な野生動植物を保護し、生物多様性の確保及び自然との共生を図ります。

また、田畑や山林などの人々が豊山漁村で生活することにより維持されてきた二次的な自然についても、生活環境の改善やライフスタイルの見直しにより過疎化が抑制されることで、人間と自然との共生を図ります。

### (4) 環境ビジネスの振興

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの導入及び創出は、低炭素社会の実現や、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるうえで、非常に重要な役割を果たすとともに、地域経済の活性化や雇用の確保にも大きく寄与するものです。

これからはより一層、本県の豊かな自然資源を、単なる一つの方針や地域毎の単体として捉えるのではなく、様々な組み合わせで最大限に活用し、新たな環境ビジネスの導入や創出に取り組み、産業振興につなげる必要があります。

#### ① 地球温暖化対策と自然エネルギー

太陽光、風力、木質バイオマスなどの自然エネルギーは、石油、石炭、天然ガスなど化石燃料の代替エネルギーとして注目されているエネルギー源であり、再生可能なエネルギーという観点から見た場合、枯渇する心配がなく、CO<sub>2</sub>排出量がほとんどゼロという利点があります。

自然エネルギーの導入は、化石燃料などに比べると、まだコストが高いという課題もありますが、地球温暖化対策にもつながることから、研究開発が積極的に行われています。

国の「低炭素社会づくり行動計画」では、風力発電等の一層の推進とともに、太陽光発電については、めざすべき姿として導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にするるとともに、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減するとされており、住宅、産業、公共等の部門への太陽光発電の設置等について思い切った支援策を講じるとされています。

今後は、国の動向を踏まえながら、自然エネルギーの積極的な導入を図っていくことが必要です。

### ② リサイクル産業の振興

県では、産業廃棄物などの循環資源を利用した県内リサイクル製品の認定制度を実施し、それを公表するなどの方策により、県内のリサイクル製品の普及とリサイクル事業者の育成に努めています。(図-7)

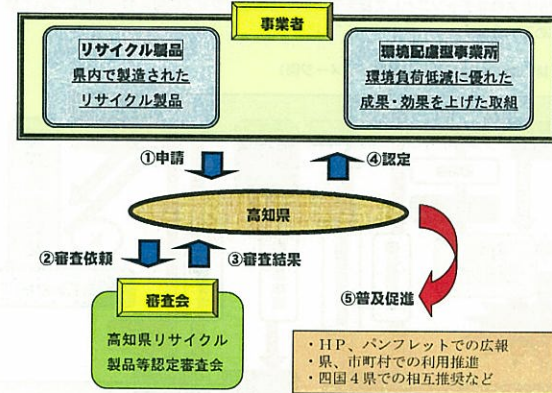
しかしながら、県内リサイクル製品は、品種に限られること、価格が相対的に割高であることなど課題も多く、県内に広く普及するまでには至っていません。

一方で、環境負荷の低減に資する物品、役務の調達は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)により、その推進が求められています。

今後は、サービスの購入に際して、環境配慮の価値が正しく評価される社会の仕組みが構築される必要があり、市町村や事業者、そして県民に対して、情報提供と普及啓発を一層推進していきます。

また、県内のリサイクル関係事業者に対して、環境への負荷の少ない製品やサービスが豊富にかつ安価に提供できる技術やシステムづくりへの支援など、環境ビジネスにつながっていくような取組を進めていくことが求められています。

(図-7) 高知県リサイクル製品等認定制度の概要



### ③ 自然環境の保全と環境ビジネス

県内の中山間地域において、自然環境を保全するとともに、これに関連した環境ビジネスの育成・創出を図ります。